

平成26年三重県議会定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【所管事項説明】

	頁数
1 こころの医療センターにおける福祉医療費助成金不支給について	1

平成26年1月17日
病院事業庁

1 こころの医療センターにおける福祉医療費助成金不支給について

こころの医療センターにおいて発生しました、福祉医療費助成金が不支給であった事案について、患者の方への補償を終えるとともに、受託会社への求償を行いましたので、ご報告いたします。

なお、福祉医療費助成事務については、チェックリストを作成し、確認作業を徹底して行うなど再発防止に取り組んでいます。

1 患者への補償について（補償対象 111人）

(1) 補償済 107人 3,864,045円

平成25年定例会9月定例会月会議において、損害賠償額100万円以上として、議案第139号（損害賠償の額の決定について）で議会の議決をいただいた方（1人、1,254,240円）をはじめ、107人、3,864,045円について補償を行いました。

(2) 債権放棄 1人 111,000円

1人の方につきましては、当該債権を放棄する旨の意思表示が文書でされました。

(3) 法務局への供託 3人 4,861円

3人の方につきましては、文書送付、架電及び自宅訪問を行いました。が、所在を把握できなかったことから、法務局に供託しました。

2 受託会社への求償について

受託会社であるトータルメディカルコンサルタント株式会社が以下の金額を県に支払うことで合意し、1月6日に全額受領しました。

受託会社から県への支払額 5,036,845円

(内訳)

県が患者等に支払った金額(上記1(1)及び(3)) 3,868,906円

補償作業に要した県側の費用 1,167,939円

※ 費用・・・人件費、弁護士相談費用、旅費及び通信運搬費